

〈第355回〉

日 時：2020年1月26日(日) 14:00~16:00

会 場：相愛大学本町キャンパス

テーマ：塩見昇氏へのインタビューをはじめ
—その学校図書館理論を探る(中間報告)

発表者：高木 享子他(学校図書館研究グループ)

参加者：24人

1. 趣旨説明

塩見昇氏の学校図書館論の特徴について、①学校図書館と図書館の自由 ②学校図書館史 ③学校図書館職員論 ④市民運動との関わりの4つの観点を定め、資料に当たりながら、論議した。その結果、塩見氏の学校図書館論の形成には、学生時代・図書館員時代からの長年に亘る経験や学識の蓄積が、複合的に影響しているのではないかという仮定の下、幼少期から大学教員時代まで、時系列的なインタビュー計画を立てた。

2. 具体的な手法

塩見昇氏の自宅で、毎回3時間半程度のインタビューを行った。具体的な手順は以下の通り。

インタビューをタブレットで録音し、グーグル・ドキュメントで粗起こし。担当者が整えて塩見氏に送り、加筆・修正。ドロップボックスにアップし、メンバーが加筆。担当者が再度整理・編集し、次のインタビューの事前会議で確認し、確定原稿とする。

3. インタビュー調査の概要

2018年12月末にインタビューを開始し、2019年11月末までに、8回のインタビューを重ねたが、ここでは、第7回までを対象に、その概要を報告する。

第1回 幼少期から大学入学前まで

塩見昇氏は1937年2月11日、京都市で誕生。この年、日中戦争がはじまり、小学校中学年で縁故疎開を体験。戦後、乾小学校6年生時に、図書室をつくる提案をするも、教師の反対で実現せず。

小学生時代には、講談社の世界名作全集や絵本等をよく読み、中学生時代は純文学から大衆小説まで幅広く読んだ。中京中学校には図書室があり、スチーブンスンの『宝島』を読んだことをよく覚えている。

進学した府立朱雀高校に図書室はあったものの基本は閉架式で、「パチンコ方式」だった。授業は、『和泉式部日記』を1年かけて読むなど、旧制から新制に変わった時代を反映したものだった。高校卒業後、1年間の大学浪人生活を送った。

第2回 大学入学から大阪市立図書館員時代

京都大学教育学部に入学し、図書館学を専攻。米
国から帰国したばかりの小倉親雄氏が図書館権利宣言や検閲問題の講義をされ、大変興味を持った。小倉氏の研究室で、“Banned Books”(禁書)と出会い、大いに触発され、図書館への興味の出発点となった。卒業論文は「アメリカ公教育史における学区図書館」で、ホレス・マンの学区図書館をテーマにした。

1960年大阪市立図書館に就職し整理課に配属。労働条件に問題が多く、組合が大事だと考えるようになり、それが図書館問題研究会につながる。森崎震二氏ら図問研の上の世代の人たちと接点が多く、図書館の世界が広がった。その後、奉仕課に転属し、当時のレファレンス・サービスの風潮に疑問を持ち、問題提起。

第3回 大阪市立図書館・図問研のこと

『中小レポート』が1963年3月に出版された。大阪市立図書館では7月から12月まで6回程度『『中小レポート』を読むつどい』を開催し、読み込んだ。批判的にとらえる人と好意的にとらえる人と評価は二分され、論争的で問題提起的な本だったといえる。

市立図書館時代に取り組んだのは、煩雑な手続きを要する貸出システムの見直し、ひいては図書館事務事業の総点検である。森耕一氏との出会いも大きい。森氏は、団体貸出をスタートさせ、『中小レポート』を天王寺図書館で実現しようとしていた。当時、児童室担当だった松岡享子さんとの交流もあった。

第4回 大阪教育大学へ

1971年、大阪教育大学へ専任講師として転出。1970年代は学生運動の時代だが、大教大でも1971年「S君問題」が起こる。障害を理由に、S君を不合格にした大学に対して学生が抗議し、半年間、団体交渉が続いた。最終的には、学生側がS君の合格を勝ち取る形で決着したが、図書館と学習権、障害者への図書館サービスという大きなテーマを意識した経験だった。

大教大で担当したのは、「学校図書館学A」と「学校図書館学B」の2科目8単位。8単位で学校図書館の専門家には育てられないが、学校図書館が使える教師は養成できると考え、学生に理解を広げていった。図書館の自由を正面から取り上げるのは、後になる。

第5回 学校図書館とは何かを模索する中で

石井敦氏の図書館史研究を学ぶ中で、戦前の教育の中でも図書館に対するニーズがあったのではないかと考えるに至る。そんな中で、『学校図書館』の特集「学校図書館前史」(全国 SLA, 1962. 2-3, p. 136-7)に出会い、暗闇の中に灯りを見つけたような思いがした。

特集で一番面白かった戸塚廉氏宅を訪問し、お話を伺った。戸塚氏の教育実践を知る中で、野村芳兵衛や自由教育の先進校成城小学校等々、どんどん新しい課題が生まれ、勉強することが面白かった。それをまとめたのが、『日本学校図書館史』(全国 SLA, 1986)。全国 SLA との最初の接点は、1972年の兵庫大会だが、その後、『教育改革への提言』(全国 SLA, 1985)作成に携わった。「四者合意」には関わっていない。

第6回 図書館づくりと住民運動

学校図書館が生きて機能するには、教師の仕事と結びつく必要がある。教師が図書館を活用し、図書館と教師が良い関係をつくることが出発点になる。

学校司書の存在を初めて意識したのは、1973年の大阪府高校学校図書館研究会との出会い。岡山市の学校司書との出会いは、宇原郁世さんから手紙をも

らった時からだが、1979年の第1回「学校図書館を考えるつどい」や翌々年の「学校図書館白書1」(岡山市職労, 1981)の骨子討議へと繋がっていく。

準備段階から関わった学校図書館問題研究会の結成は1985年。市民が学校図書館に関心を寄せ、学校図書館づくり運動が始まったのは、1990年代に限りなく近い1980年代後半と考えてよいのではないかと。

第7回 学校図書館職員問題

学校図書館の職員問題については、常に考えてきたことだが、将来的には、単一の新たな教育専門職の複数配置が最もすっきりする。ただ、歴史的な所産としての二職種を当面は前提に考えるのが妥当であろう。その場合、学校司書は、図書館活動を日常的に担う職員、司書教諭は教育の中で学校図書館の働きを生かす教師と位置付けるべきである。

4. 今後の計画

塩見昇氏の「教育観」「図書館観」に留意しつつ、インタビュー記録を再度読み解き、関連文献にもあたりながら分析する。最終的に塩見氏の学校図書館論を生み出した背景と思想に迫りたいと考えている。

冊子としてまとめたいが、詳細は今後の検討課題。

(文責：永井 悦重)

愛知研究例会報告

〈第228回〉

日時：2019年11月27日(水) 18:45~20:45

会場：名古屋市北生涯学習センター 第3集会室

テーマ：政令指定都市の図書館条例を比べる - 図

書館法のどこに依拠するのか -

発表者：田中 敦司氏(名古屋市北図書館)

参加者：3名

発表者は政令指定都市の各図書館条例(以下条例)を取り上げて、条例項目の数、図書館法の引用、「司書」の用語使用の面などから分析して結果を報告した。また名古屋市が行ったアンケートをもとに図書館は「市民の図書館」たり得ているかという重要な問題を提示し、今後の図書館情報学研究や市民の図書館への利用意識に対する図書館のあり方に警鐘を鳴らした。

政令指定都市

現在、政令指定都市は20市あり、どの政令指定都

市にもおよそ一区一館設置されている。大阪市のように区の中をブロックに分けて隣接する区と併せてブロック館として、とりまとめている都市もある。

条例

政令指定都市の条例の項目数は、各都市により開きがある。最多はさいたま市、福岡市の26条で、最少は川崎市の3条である。平均は12.3条。条例が共通して規定しているのは設置、名称(館名)、位置、事業、職員、指定管理、付属施設規定、損害賠償、禁止事項、図書館協議会などについてである。

条例制定の意味は従来図書館の位置・名称などを定める程度で、条文が少なかったが、近年は増える傾向にある。例えば名古屋市をみると1996年頃までは3条しかなかったが、現在は8条ある。増えた理由の一つは指定管理者制度である。指定の手続きなど議会に諮らなければならないので、条例に盛り込む必要が出てきたのである。ただし、規定によって